



報 廣

# ふるびら

Public Information Furubira

2018 [平成30年]  
4 月号  
No.509

3月15日  
古平中学校卒業証書授与式後 (教室にて)

# 平成30年度 町政執行方針 (抜粋)

3月7日に開会された第1回定例会で町長が「行政報告」、教育長が「教育行政報告」を行いました。



私が町長に就任以来、既に8か月の時が流れました。瞬く間に過ぎた日々の中で、古平町の現状と課題について把握に努め、責任がいかに重いものであるかを強く感じています。

本来であれば、平成29年度から政策的な予算を追加し、町政の舵取りにあたる所どころですが、就任時には既に過去最高額となる予算が編成されていきました。

私は財政状況を危惧し、財政シミュレーションを行った結果、平成34年度には基金が底をつく深刻な状況が推計され、事務事業の縮小や凍結、延期など大変重く厳しい判断を行わざるを得ない状況での船出となりました。

平成28年の古平町の経済状況は、生産年齢人口一人あたりの個人町民税所得割の課税標準額が全道最下位、言い換えますと「北海道で一番貧しいまち」になっています。また、課税標準額を10年前の平成19年度と比較した結果、減少したのは全道179市町村中、古平町と特殊事情があった浦臼町の2町となっていました。

す。

現在、古平町はこれまで経験したことのない経済危機及び人口減少、少子高齢化などの課題に直面し地域の活力低下や中心市街地の衰退により、まちなかの賑わいを喪失しています。

しかし、古平町はこれまで様々な危機に直面してもたゆまぬ努力と向上心、果敢な挑戦によって新しい時代を切り拓いてきました。

今年には北海道と命名されたから150年、古平町も150年を迎える節目となります。

将来へ確かな展望を持ち、危機を乗り越え、より豊かな古平町を築き上げ、次なる世代へ引き継いでいくため「危機突破・未来創造」を町政の最重要課題として取り組みを進めていきます。また、財政基盤の弱い古平町が将来にわたり健全で持続可能な行政運営を図るため、最少の経費で最大の効果をあげるよう、まちづくりを進めていきます。

## 3つの重点施策

### 中心市街地活性化

#### まちなかの賑わい再生

まちなかの再生と「コンパクトシティ」・プラス・「ネットワーク」のまちづくりとして、老朽化した役場庁舎と文化会館の改築を契機に、中心市街地の都市構造を再構築し、まちなかの賑わい再生をめざします。

平成30年度は、中心市街地活性化法に基づく基本計画や都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画、都市計画法に基づく都市マスタープランなどを町民の皆様のご意見を賜りながら策定・見直しを行い、古平町の将来像を具体的に示したいと考えています。

### 産業の振興と

#### 地域経済の再生

地域経済の原動力である、漁業と水産加工業の持続的発展なくして、古平町の経済危機突破はありません。

地域に根ざした事業活動を継続していけるよう、経営体質の強化を図り、地域経

済の再生をめざします。

漁業では、主要魚種のホッケ・タラ・ニシンなどが軒並み漁獲量を減らしており、価格の下落にも歯止めがかかっていません。減少傾向にある漁業生産量の安定化を図るため、漁業者と連携を図りながら、海域の特性に合った沿岸漁業の振興に取り組みます。

水産加工業では、経営体質の強化をはじめ、販路の拡大や新製品開発の支援、水産加工品のPRを積極的に行い、水産加工業の更なる発展に取り組みます。また、地域の資源を生かした6次産業化などによる付加価値の向上を進め、新たな市場の開拓を通じ地域経済の再生に取り組みます。

### 地域・未来を担う人づくり

今、世界は日々刻々と変化を続けており、想像もしていなかったことが現実になるなど、先を見通すことが大変難しい時代となっています。経済や社会が大きく変化する中で、地域を支

えるのは人であり、地域の発展は人材育成にかかっていると考えています。この古平町をもっと豊かにしたい、地域に貢献したいといった高い志を持った、地域に根ざした産業の担い手となる人材や地域づくり活動をリードする人材、未来の古平町を担う人材の育成に取り組みます。

### 主要施策

#### 役場庁舎等建設事業

役場庁舎建設の根幹となる基本設計については、受託した業者の業務体制が整わないことから、昨年11月に契約解除し、当初のスケジュールから大きく遅れる状況となっております。

現在、基本設計作成の際に必要な事項について調査検討を行い、財源確保の際に必要な立地適正化計画や中心市街地活性化基本計画、地域温暖化対策実行計画などの策定準備を行っています。

発注方法は、他自治体でも検討・実施しているデザ

インビルド方式や設計施工一括発注方式など、従来から行ってきた設計施工分離方式以外の発注方法についても調査研究を行っています。

#### 古平町150年事業

古平町150年を、町民のみなさんの古平町への誇りや一体感を高め、夢や希望、期待を持ち続けることができる未来創造の契機とするべく、「祝う」をテーマとした記念式典や植樹祭の開催、「創る」をテーマとしたたらこを使用した新ご当地グルメや町内で栽培した酒造好適米と町内の天然水を使用した地酒の醸造、「知る」をテーマとしたフォトコンテストやPR動画の作成など、実行委員会を組織し様々な取り組みを展開します。

また、古平町150年みらい創造事業として、未来を担う人づくり、中心市街地まちなか再生事業などの取り組みを進めていきます。

#### 地域公共交通網形成計画

町民にとって利便性の高い公共交通体系を構築するため、平成30年度に地域公共交通活性化法に基づく「地域公共交通網形成計画」を策定します。この計画では、減便提案がされている路線バス積丹線の生産性向上の方策や、町内を運行しているコミュニティバスの効率的な運行など、公共交通の在り方を検討します。

計画の策定にあたっては、関係機関や公共交通の利用者などをメンバーとする協議会を設立し、現状分析や町民ニーズを調査しながら進めていきたいと考えています。

#### マイキー

#### プラットフォーム事業

各個人のクレジットカード等の利用していないポイントや自治体ポイントに交換し、町内で使用できるようにする「マイキープラットフォームフォーラム事業」を新たに実施します。

総務省が地域経済の活性化をめざし始めた制度ですが、町内業者が「めいぶつチヨイス」という通販サイトに参加し販売することや、町内店舗で観光客等が自治体ポイントを利用して購入できる環境を整備していきます。

#### ふるさと納税

ふるさと納税は、1月末現在で4億4118万円と対前年同期比▲4.7%となつています。今年の1月から昨年4月の総務大臣通知に従い贈呈品の割合を寄附額の3割程度に見直したところ、同月だけでは対前年同期比▲74.8%と激減しました。

平成30年度は、単に寄附額が多い・少ないという視点ではなく、制度本来の趣旨である寄附金をどのような施策に活用するのかわをPRすることや、古平町を応援したくなるような施策の充実を図り、寄附者の賛同を得られるように進めていきます。

#### 防災対策

平成30年度には、避難後の避難所体験や職員の避難所運営訓練を実施したいと考えています。

また、平成29年度に改訂した「防災ハンドブック」を3月末に全戸配布します。各災害における危険箇所や避難場所を周知し、災害時の大原則である自分の身は自分で守る「自助」の精神を町民のみなさんに浸透するよう進めていきます。

#### 火葬場建設事業

平成29年度に実施した基本設計では、都市計画の変更を要しない現地で建て替えを基本に、華美な装飾は行わず、シンプルでコンパクトな設計にしました。平成30年度は、周辺の環境を考慮しながら実施設計を進めていきます。

#### 保健予防対策

町民のみなさんに安心して日常生活を送っていたため、乳幼児健診や妊婦健診をはじめ、基本・特定

健診や各種がん検診事業の対象年齢を19歳以上に引き下げる町単独施策を継続していきます。

また、健診受診向上対策として実施している個別健診は、未受診者への個別勧奨の強化など受診率の向上を図っていきます。予防接種事業は、ロタウイルスワクチンや高齢者肺炎球菌ワクチンなどの任意予防接種を継続していきます。

### 妊娠・出産への支援

少子化対策として、不妊治療は国が平成12年度から実施している助成制度に加え、平成28年度から実施している町独自の助成制度を継続していきます。

また、平成27年7月から休止していた地域周産期母子医療センター機能を併せ持つ小樽協会病院での分娩は、新年度早々に診療再開する予定となっています。小樽・北後志の6市町村で周産期母子医療センターの機能充実を図り、地域で安心して出産できる環境整備のため、施設改修等に財政

支援を行っていきます。

### 地域医療の推進

町立診療所は平成28年5月の診療開始から2年を経過しようとしています。

気軽に「相談・受診」できる環境づくりと、第一次医療の提供を目的に、地域のかかりつけ医（家庭医）として町民が住み慣れた古平町で安心して生活できる運営を目指していきます。

なお、指定管理者の医療法人恵尚会から、4月から医師2名の確保ができるとの連絡を受けており、最小の経費で安定した運営と診療の体制が確保できるものと期待しています。

休止となっている入院病床の再開は、医療スタッフの確保が難しいため、極めて困難な状況です。

また、昨年7月から開始した短期入所療養介護事業所「フレピラ」の運営については、高齢者福祉計画や介護保険事業計画等との整合性を勘案し、今後の在り方について検討していきます。

### 国民健康保険の都道府県化

平成30年度から国民健康保険の財政基盤の強化と効率的な運営のため、都道府県が財政運営の中心的な役割を担います。今後は、北海道が全体の保険給付に必要な費用を推計し、各市町村の国保事業費納付金の額や、各市町村の標準的な保険料率を決定します。

古平町では、北海道から示された納付金額や保険料率をもとに適正な保険料率を設定していきます。なお、資格管理・賦課徴収の業務に変更はありません。

### 漁業の振興

「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」への転換が必要であることを考え、「ウニ二種苗放流事業」「ヒラメ稚魚放流事業」に、引き続き助成していきます。

また、新規事業として平成30年度から水産多面的機能発揮対策事業を活用したウニの密度管理を実施し、磯焼け対策への効果につい

てモニタリングを実施していきます。

国の直轄事業である古平漁港の整備は、今年度「荷さばき施設」前のマイナス3・5メートル岸壁の改良と岸壁背後道路の整備が計画されています。

### 農業の振興

平成30年度からは国による米の生産数量目標配分や、米の直接支払い交付金制度が廃止になります。今後は北海道が設定した生産数量目標配分が変わる「生産の目安」に従って生産することになります。

古平町としては農業の新しい展開が必要と考え、150年事業の一環として酒造好適米の栽培を試験的に行い、生産者の所得安定への効果を検証し、今後の取り組み方などについて検討を進めます。

### 商工業の振興

商工会が実施するプレミアム商品券発行事業に対し、過去の販売実績を考慮した助成額の適正化を図り、引

き続き支援を行います。

また、中心市街地活性化基本計画の策定とあわせ、商店街などの賑わいと活性化を図る新規事業を商工会と連携を取りながら検討していきます。

### 観光の振興

古平町が加盟している北後志観光連絡協議会では、今年度開通予定の北海道横断自動車道余市インターのPRイベントに積極的に参加するなど、観光客の増加を目指していきます。

### 住宅リフォーム

#### 支援補助等

住宅リフォーム支援補助は、平成30年度以降は単なる修繕等ではなく国や町の施策を後押しする省エネルギーや新エネルギーの導入、耐震改修、下水道接続に限定した補助として制度の見直しを行います。

町内への移住者を期待して平成28年度から実施してきた住宅取得支援補助は、この2年間で移住者は皆無いため、制度を見直す時期

と判断し、新築住宅補助は廃止、空き家解消も図れる中古住宅取得に対してのみ補助を継続します。

### 生活環境施策

橋りよう長寿命化修繕計画事業では、清丘1号橋修繕工事と清丘2号橋実施設計を、さらに橋りよう点検の結果に基づいた計画の見直しを予定しています。

河川事業では、関口の沢川防護柵更新工事を実施し、河川維持の継続事業としてチヨペタン川、冷水川、丸山川の河床掘削を進めていきます。

簡易水道事業では、昭和通線の老朽配水管の更新工事を、上町通線等では実施設計を予定し、水道メーター180個の更新を継続事業として実施していきます。

公共下水道事業では、下水道管理センターや浜町ポンプ場の無停電電源装置等の電気設備更新工事と監視制御設備の実施設計を予定しています。



# 平成30年度 教育行政執行方針 (抜粋)

### 目指す学校の在り方

地域から信頼される学校教育の充実を図るため、子ども達にとって「良さを認められ、居心地がよく安心して自信をもって活動できる学校」保護者にとって「愛情を持ち親身になって子どもに接し、良さを伸ばしてくれる学校」教職員にとって「働く喜びと自己が高まった喜びがある学校」を目指した教育活動を推進していきます。

### 小学校英語の教科化

新学習指導要領が平成32年度から実施されます。その影響で、小学校では現在の5、6年生が学んでいる外国語活動が英語として教科になります。平成30、31年度では移行期間として、学校の意見を聞きながら進めていく必要があります。

### コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置に向けて

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域のみなさんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることです。これは「地域教育行政の組織及び運営に関する法律」で規定されていますが、以前は任意設置だったものが、努力義務に改正されました。そのため、教育委員会がコミュニティ・スクールの設置に努め、町民のみなさんと「地域とともにある学校づくり」を目指していきたいと考えています。

### いじめ防止のために

北海道ではいじめ防止基本方針を策定しており、平成29年度中に改訂が予定されています。それを受けて小中学校ではそれぞれの「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しを行い、教育委員会では学校に対し指導や助言、援助を行うなど、

学校とともに問題行動の未然防止に努めていきます。

### スポーツの振興

少子高齢化のため、スポーツ団体やサークル活動の会員は減少しており、積極的な参加促進を図っていく必要があります。また、子どもから高齢者までライフステージに応じたスポーツ活動を推進し、生涯にわたる親しめる生涯スポーツの振興を図っていく必要があります。

### 学力向上に向けて

学力は学校教育だけで向上するのではなく、学校外での体験学習や読書、生活習慣も重要です。学校での教育と家庭や地域での社会教育が車の両輪となり連動することで、地域の原動力となる「人づくり」が可能になると考えています。

# 平成30年度一般会計予算は 前年度比22・1%減の33億4千万円

平成30年度予算が、第1回定例会で可決されました。本年度の一般会計当初予算は、前年度から22・1%減となる33億4000万円となりました(表1参照)。

表1 会計別の予算額

区 分	予 算 額			
	平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	比較 (A-B)	増減率 (A-B)/(B)
一 般 会 計	33億4,000万円	42億9,000万円	▲9億5,000万円	▲22.1%
特 別 会 計	6億5,240万円	7億3,190万円	▲7,950万円	▲10.8%
特別会計内訳				
国民健康保険事業	1億4,080万円	2億2,300万円	▲8,220万円	▲36.9%
後期高齢者医療	6,510万円	5,970万円	540万円	9.0%
簡易水道事業	1億9,800万円	2億500万円	▲700万円	▲3.4%
公共下水道事業	2億650万円	1億9,300万円	1,350万円	7.0%
介護保険サービス事業	4,350万円	5,120万円	▲770万円	▲15.0%
総 額	39億9,390万円	50億2,190万円	▲10億2,800万円	▲20.5%



9億5000万円減の理由

一般会計が昨年度の当初予算と比較して、9億5000万円減少となった要因は、清川団地の建設(約2億5000万円)や元氣プラザのプリンクラー設置工事(約6000万円)、医師住宅の建設(約3000万円)の完了など建設事業費全体で約4億7000万円減少したことです。また、1月から返礼割合を総務省通知に従い、3割と見直したことに伴い、ふるさと納税の贈呈品委託料を約2億4400万円減を見込んだためです。

その他には、国民健康保険事業特別会計の収支不足額減少を見込み繰出金約6500万円減や消防の小型動力ポンプ付積載車購入事業で約6200万円減が主な要因です。



## 一般会計 歳入

町が自主的に収入することができ、財源のうち町税は前年度当初予算比1・8%増の2億334万3千円。ほかに、使用料・手数料・寄付金などを合わせた自主財源はふるさと応援寄付金が大幅な減を見込んでいたため前年度当初予算比52・7%減の2億7088万円となっています(図1参照)。自主財源は、7億4892万円、全体の22・4%となっています。

一方、地方交付税、国・道支出金、町債(借金)などのように、その調達を国や道に依存している依存財源は25億9108万円と全体の77・6%を占めています。歳入全体の53・4%を占める地方交付税は前年度比4・5%減の1億7850万円、国・道支出金は前年度比22%減の4億9737万7千円、町債は前年度比64・5%減の2億2000万円となっています。

また、今年度は収入不足を補うため、財政調整基金(貯金)を、前年度から約1億円減の1億1800万円取崩す編成となっています。



## 一般会計 歳出

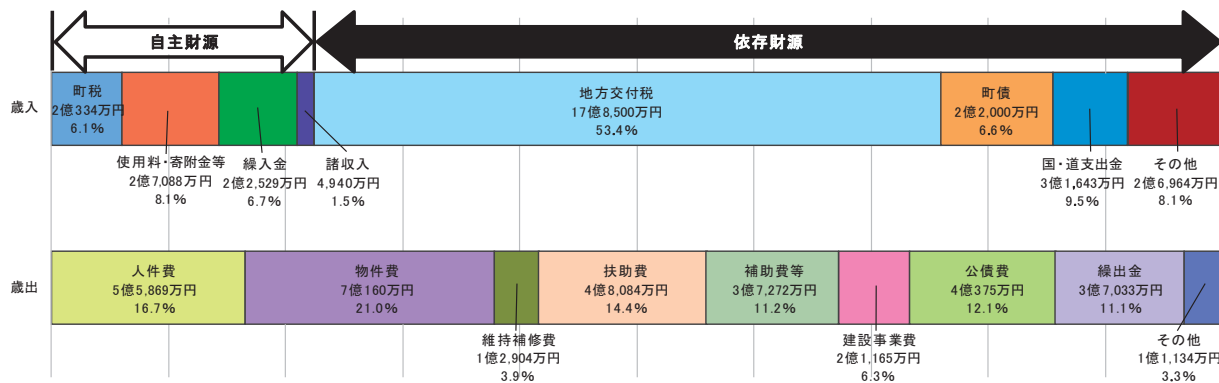
一般会計の歳出は、建設事業が清川団地の建設や町立診療所のプリンクラー設置工事が完了したため、前年度比69%減の2億1165万3千円、物件費はふるさと贈呈品事業が大幅減となったため前年度比28・8%減の7億160万9千円となっています。また、積立金もふるさと納税額の減少を見込み15%減の1億207万円となっています。職員給料などの人件費は前年度比2・3%減の5億5869万1千円、公債費(借金返済費用)は前年度比8・7%減の4億375万5千円となっています。



## 全会計は39億9390万円

一般会計、特別会計を合わせた全会計の予算総額は前年度比20・5%減の39億9390万円となりました。今年度の一般会計では特別会計への繰出金が前年度比17・7%減の2億9315万円となり、公債費(借金返済)は年々増加、交付税は減少していく見込みです。これを穴埋めするために毎年1〜2億円の基金(貯金)の取崩しが必要となり、基金(貯金)残高見込みは15億2722万円と前年度当初予算から1億2011万円の減となっています。

図1 一般会計 歳入・歳出内訳



なお、平成30年度の主な事業の内容については次のとおりです。

## 平成30年度予算主な事業概要



### 教育・子育て

#### ◆中学校体育館大規模改修事業

(5138万円)

老朽化した古平中学校体育館の外壁を改修する事業

#### ◆中学校暖房ボイラー更新事業

(561万6千円)

暖房ボイラーのうち故障した1機を更新する事業

#### ◆海洋センター照明灯改修事業

(113万6千円)

海洋センター2階トレーニングルームの照明をハロゲンランプからLED灯へ取り替える事業



### 健康・福祉

#### ◆町立診療所病床ベッド等購入事業

(294万9千円)

町立診療所内の電動ベッドを更新する事業

#### ◆小樽協会病院周産期医療施設等整備事業

(84万7千円)

身近で出産できる環境を整えるため、小樽の地域周産期母子医療センターの施設改修等の費用を一部負担する事業



### 生活・環境

#### ◆役場庁舎等建設事業

(2329万6千円)

役場庁舎等建設のための用地の測量や地質調査を実施

#### ◆火葬場建設事業

(1399万7千円)

火葬場建設のための実施設計や用地測量を実施

#### ◆道路ストック修繕事業

(3660万円)

町道西大通り7条通り仲通線までの道路の舗装や街路灯をLED灯に交換する事業

#### ◆町道高校通線改良事業

(2670万円)

ほほえみくらすにアクセスする町道の法面に植生を行う事業

#### ◆橋りょう長寿命化事業

(1800万円)

老朽化した清丘1号橋の修繕工事と清丘2号橋の実設計を行う事業

#### ◆普通河川関口の沢川防護柵更新事業

(84万円)

老朽化した関口の沢川防護柵の更新を行う事業

#### ◆住宅取得・リフォーム等支援事業

(740万円)

快適な住環境を促進するため、中古住宅の取得や住宅のリフォームに対する補助事業

#### ◆配水管更新事業

(5960万円)

老朽化した昭和通線の配水管を更新する事業

#### ◆水道用量水器更新事業

(710万円)

有効期限に達した水量器180個を更新する事業



### 産業・観光

#### ◆未来につなぐ森づくり推進事業

(82万7千円)

森林の機能を最大限発揮するため、伐採後の植林の費用を補助する事業

#### ◆ウニ種苗放流事業

(50万4千円)

ウニの漁獲量を確保するため、エゾバフンウニの種苗15万粒を漁港内で育成・放流に対する補助事業

#### ◆ヒラメ稚魚放流事業

(94万7千円)

ヒラメの漁獲量を確保するため、ヒラメの稚魚約5万尾の放流に対する補助事業

# 第1回定例会で 審議された案件

3月7日から開会した第1回定例会では、平成30年度各会計予算のほか、次の案件が審議されました。

## 特別会計補正予算（第2号）

現行予算に1292万円を追加し、予算総額を2億2828万6千円とするものです。主な内容は保険給付費の増額に伴い後志広域連合への負担金を増額するものです。

## 〈議案第10号〉

〈原案可決〉

平成29年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

現行予算を77万5千円減額し、予算総額を5878万1千円とするものです。主な内容は事業費や事業内容確定に伴う整理補正です。

## 〈議案第11号〉

〈原案可決〉

平成29年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

現行予算を654万7千円減額し、予算総額を1億9904万円とするものです。主な内容は事業費や事業内容確定に伴う整理補正です。

## 〈議案第12号〉

〈原案可決〉

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

議会議員の期末手当の基準額を月額報酬に月額報酬の7・5%を加算していたものを、月額報酬に月額報酬の10%を加算するものです。また、期末手当の支給割合を年間100分の430から1000分の440に改正するものです。

の430から1000分の440に改正するものです。

## 〈議案第13号〉

〈原案可決〉

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

特別職の職員の期末手当の基準額を月額報酬に月額報酬の7・5%を加算していたものを、月額報酬に月額報酬の10%を加算するものです。また、期末手当の支給割合を年間100分の430から1000分の440に改正するものです。

## 〈議案第14号〉

〈原案可決〉

古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案

古平町教育委員会教育長の期末手当の基準額を月額報酬に月額報酬の7・5%を加算していたものを、月額報酬に月額報酬の10%を加算するものです。また、期末手当の支給割合を年間1000分の430から1000分の440に改正するものです。

## 〈議案第15号〉

〈原案可決〉

特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

特別職で非常勤の職員の報酬の対

象として、

	日額
中心市街地活性化協議会会長	6,000円
中心市街地活性化協議会委員	5,000円
都市再生協議会会長	6,000円
都市再生協議会委員	5,000円
地域公共交通活性化協議会委員	5,000円

を追加するものです。

## 〈議案第16号〉

〈原案可決〉

古平町課設置条例等の一部を改正する条例案

民生課を町民課と改め、企画課を総務課へ、財政課を総務課と町民課へ移行するなど、現在の7課を5課に統廃合するものです（詳しくは16ページ）。

## 〈議案第17号〉

〈原案可決〉

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の職員の職名に主査（係長と同等の職）を追加するものです。

## 〈議案第18号〉

〈原案可決〉

古平町土地開発基金条例を廃止する条例案

現在運用されていないことや、町内の地価の下落などで基金の存在価値が低下していることに伴い条例を廃止するものです。

←次ページ4段目に続く

〈議案第8号〉 〈原案可決〉  
平成29年度古平町一般会計補正予算（第7号）  
現行予算を532万6千円減額し、予算総額を4億8219万円とするものです。主な内容は事業費や事業内容確定に伴う整理補正です。

〈議案第9号〉 〈原案可決〉  
平成29年度古平町国民健康保険事業



# 町立診療所「海のまちクリニック」 4月から医師2名体制へ しかし、医療スタッフ不足で 入院診療再開の目途は立たず



町立診療所「海のまちクリニック」が診療を開始し、もうすぐ2年を迎えようとしています。このたび、目標の1つだった医師2名体制の診療が4月から実現します。これにより、代診医として愛心メモリアル病院から来ていた医師の派遣はなくなります。

しかし、2名体制になっても医療スタッフ不足により、入院診療の再開の目途はたっておりません。また、常時2名体制での診察や、訪問診療を行うかなどについては指定管理者の医療法人恵尚会と協議中ですので、決まりましたらお知らせします。

## 4月の休日当番病院

〔医科〕

◇4月1日(日)

田中内科医院

(☎22-6125)

◇4月8日(日)

よいち北川眼科医院

(☎22-1308)

◇4月15日(日)

林病院

(☎22-5188)

◇4月22日(日)

小嶋内科医院

(☎22-2245)

◇4月29日(日)

池田内科クリニック

(☎23-8811)

◇4月29日(月)

黒川町整形外科クリニック

(☎22-2447)

※当番医の診療時間は9時～17時までです。

※夜間については余市協会病院で急患に限り診療しております。

診療時間 午後6時～翌日午前7時

診療科目 内科、小児科、外科、整形外科



〔議案第19号〕

〔原案可決〕

古平町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、75歳到達等により後期高齢者医療制度に切り替わる場合に、住所地特例が適用されることになるものです。

〔議案第20号〕

〔原案可決〕

後志広域連合規約の変更について  
平成30年4月1日から国民健康保険事業が都道府県化されることに伴い、文言を一部修正するものです。

〔議案第21号〕

〔原案可決〕

平成29年度古平町一般会計補正予算(第8号)

現行予算に1595万4千円増額し、予算総額を42億9814万4千円とするものです。主な内容は除排雪業務委託料の増額です。

〔同意第1号〕

〔原案同意〕

古平町教育委員会教育長の任命について

古平町教育委員会教育長として石川忠弘氏を選任するために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。



## 特集 空き家に役場ができることは 所有者等へ適切な管理の通知だけ

人口減少・核家族化などにより、社会問題となっている空き家。古平町でも雪の重みによる空き家の倒壊などが起きています。そこで今月号では空き家問題の現状についてお知らせします。

### 田 空き家ってどんなもの？

建築物等（住宅に加えて、敷地内の塀や小屋などを含む）のうち、1年程度居住・使用をしていないものを指します。

### 田 空き家の戸数の推移

空き家の戸数は全国・北海道ともに増加しています（図1）。古平町でも現在、約115戸の空き家があります。

### 田 空き家はなぜ生まれる？

空き家が発生する原因はいくつか考えられます。

#### ○管理・相続問題

核家族化が進展した中で所有者が亡くなり、遠方の家族が住宅を相続すると、管理が行き届かず放置してしまうケースが多くあります。また、昔は子どもの数が多く、所有者が亡くなった際の相続人が多数になり、自分が相続人だと知らないという状況もあります。

#### ○所有者本人の問題

高齢となり、施設へ入所した場合や、所有者が家を処分

しないまま都市へ移住することで発生します。

#### ○金銭的な問題

空き家を解体するためには、数百万円単位の費用がかかります。また、解体しても更地となることにより固定資産税が上昇してしまうことも問題です。

### 田 空き家が与える影響は？

空き家となることにより、様々な悪影響が発生します。

#### ○防災面

- ・建物の倒壊
- ・屋根や外壁などの落下や飛散
- ・不特定の者の侵入
- ・放火の危険性
- ・雪が他の敷地や建物へ落下

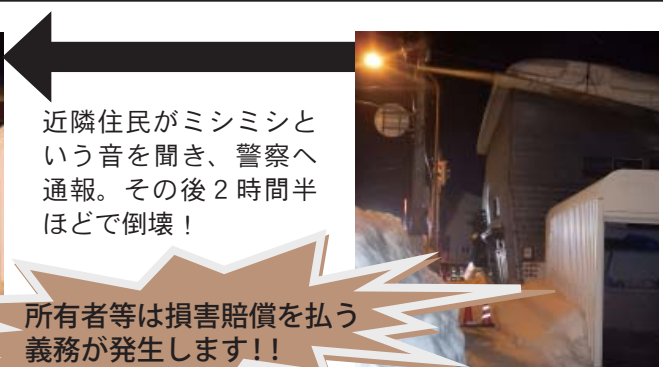
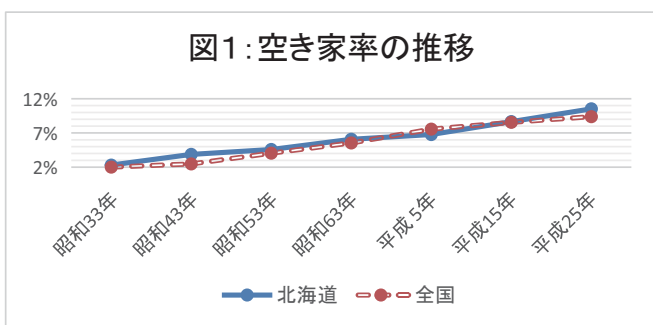
#### ○衛生面

- ・浄化槽などの放置や破損による汚物の流出や臭気の発生
- ・ごみなどの放置や不法投棄による臭気の発生
- ・多量のネズミ、ハエ、蚊などの発生

#### ○景観面

- ・立木などが建物全面を覆う程度まで生い茂る
- ・立木が道路へはみ出し歩行者の通行を妨げる
- ・ゴミの散乱

図1: 空き家率の推移



近隣住民がミシミシという音を聞き、警察へ通報。その後2時間半ほどで倒壊！

所有者等は損害賠償を払う義務が発生します！！

倒壊後

倒壊前

もし、倒壊した際に人や車が下敷きになっていたら、所有者や管理者など（以下「所有者等」とする）は高額の損害賠償を支払う義務が発生してしまいます。所有者等は空き家の解体や適切な管理などの対応を心がけてください。

今回は損壊した家屋の破片が、住宅の敷地内に留まらず、歩道や国道にも及んだため、敷地外に飛散した部分については、役場が危険を及ぼすものと判断し早急に対処しました。これらにかかった多額の費用は所有者に請求します。

3月3日午後8時頃、役場近くの空き家が倒壊し、損壊した家屋が歩道や国道に飛散する事態が発生しました。幸い近隣住民が事前に異変に気づき警察に通報。それを受けて、近隣住民に避難を促したり道路を通行止めにしたため人的被害をささずに済みました。

原則、役場では住民の財産である空き家に対し、勝手に手出しをすることはできません。役場ができることは法律（※）に基づき、空き家の所有者や相続人を探し出し、適切な管理を行うよう促すこ

🏠 空き家への役場の対応

とだけです。

交通の往来が激しい道路に面していて不特定多数の人に被害を及ぼす場合は、苦肉の策として地域業者によるボランティアの力を借りて雪おろしをする場合もありますが、原則、公費を投入しての処理は行っていません。

今後、役場では空き家問題を解決するため、条例の制定などの法整備を検討しています。

※国が空き家対策として、平成27年から施行した空室等対策の推進に関する特別措置法

🏠 空き家にしない心掛け

住宅は購入費用だけでなく維持費や管理費のような、将来的な費用も発生します。相続が発生したら管理などの問題を先送りせずすぐに考え、子どもの世代に課題を残さないように心掛けてください。

🏠 空き家の活用の一助

しりべし空き家BANKというインターネット上のサイトがあり、そこで住宅の売買や賃貸情報を掲載することができます。空き家をお持ちの方は左記のアドレスからアクセスしてみてください。

http://park21.wakwak.com/~hkss/akiyabank.html

## 住民税課税世帯の方の負担が増えます ～ 後期高齢者医療制度のお知らせ ～

- 高額療養費の限度額が、平成30年8月から次のとおり見直しされます  
【平成30年7月まで】

区分		1か月の自己負担限度額（※1）	
		外来 〔個人単位〕	外来＋入院 〔世帯単位〕
現役並み所得者		57,600円	※2 (44,400円) ※3
一般		14,000円 ※4	57,600円 (44,400円) ※3
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

- ※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。  
※2 (医療費総額－267,000円) × 0.01 + 80,100円です。

【平成30年8月から】

区分		1か月の自己負担限度額（※1）	
		外来 〔個人単位〕	外来＋入院 〔世帯単位〕
現役並み 所得者	課税所得 690万円以上	252,600円＋(医療費－842,000円) × 1% (140,100円) ※3	
	課税所得 380万円以上	167,400円＋(医療費－558,000円) × 1% (93,000円) ※3	
	課税所得 145万円以上	80,100円＋(医療費－267,000円) × 1% (44,400円) ※3	
一般		18,000円 ※4	57,600円 (44,400円) ※3
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

- ※3 多数該当（過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当）  
※4 1年間の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

- 療養病床以外に入院したときの食事療養標準負担額（食事代）に係る部分が、平成30年4月から見直しされました。

区分		食事療養標準負担額	
		平成30年3月まで	平成30年4月から
現役並み所得・一般		1食につき360円	1食につき460円
指定難病の医療受給者証をお持ちの方		1食につき260円	1食につき260円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	90日までの入院	1食につき210円
	区分Ⅰ	90日を超える入院	1食につき160円
			1食につき100円

- ◇お問合せ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 0 1 1 - 2 9 0 - 5 6 0 1  
古平町役場民生課健康保険係 ☎ 0 1 3 5 - 4 2 - 2 1 8 1

### 年金に関するお知らせ

- 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成30年4月分から平成31年3月分までの国民年金保険料は、月額1万6340円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書で納めてください。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、便利な口座振替もありません。

- 国民年金保険料免除等の申請は経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があり、役場年金窓口で手続きができます。

平成30年度分の免除等の受付は平成30年7月からできます。また、申請時点の2年1カ月前の分までさかのぼって申請できます。

- マイナンバーでの手続きが可能に平成30年3月5日から、年金請求の手続きなどの各種手続きが、基礎年金番号だけでなくマイナンバーで行うことができます。

#### ◇お問合せ先

小樽年金事務所

☎ 0 1 3 4 - 6 5 - 5 0 0 2

# 65歳以上の方へ 介護保険料が変わります

3年ごとに見直している介護保険料が平成30年4月1日から変わります。町民のみなさんのご理解をお願いします。

◇お問合せ先  
後志広域連合介護保険課 ☎0136-55-8013  
役場保健福祉課介護保険係（元気プラザ内）  
☎0135-42-2182

## 古平町の介護保険料

課税情報	第6期保険料(平成27~29年度)				改定	第7期保険料(平成30~32年度)				
	段階	対象者	保険料率	年間保険料		段階	対象者	保険料率	年間保険料	
本人非課税	世帯非課税	第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	0.5 →0.45	32,000円 →28,800円 ※第一段階の方は公費による軽減が図られ、年間保険料は28,800円となる見込みです。	→	第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	0.5 →0.45	34,500円 →31,100円 ※第一段階の方は公費による軽減が図られ、年間保険料は31,100円となる見込みです。
		第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.75	48,000円	→	第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.75	51,800円
		第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得+課税年金収入額が120万円を超える人	0.75	48,000円	→	第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得+課税年金収入額が120万円を超える人	0.75	51,800円
	世帯課税	第4段階	・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されていて、本人の前年の合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	0.9	57,700円	→	第4段階	・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されていて、本人の前年の合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	0.9	62,200円
		第5段階	・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されていて、本人の前年の合計所得+課税年金収入額が80万円を超える人	1	64,100円	→	第5段階	・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されていて、本人の前年の合計所得+課税年金収入額が80万円を超える人	1	69,100円
本人課税	第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	76,900円	→	第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	82,900円	
	第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得が120万円以上190万円未満の人	1.3	83,300円	→	第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得が120万円以上200万円未満の人	1.3	89,800円	
	第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得が190万円以上290万円未満の人	1.5	96,100円	→	第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得が200万円以上300万円未満の人	1.5	103,600円	
	第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得が290万円以上の人	1.7	108,900円	→	第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得が300万円以上の人	1.7	117,500円	

### 子ども相談支援センター相談窓口

いじめや不登校、体罰などの学校教育に関する悩みや、子育て・しつけなど家庭教育に関する悩みなどをお気軽にご相談ください。

- 電話相談 0120-3882-56（無料）
- メール相談 doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp
- 来所相談 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階 ※上記の電話相談でご予約ください。

### 古平中学校のトイレが一部様式になりました！

古平中学校のトイレが今まで和式だった15基のうち、11基が洋式になりました。生徒からは好評のようです。

工事は、税込432万円で行われました。



男の料理教室

## 男性で賑わう調理室

文化会館で古平町食生活改善推進委員会が男性の料理教室を開き、町民ら11人が参加しました。同会が男性の自立のために少しでも役立ててもらおうと毎年開催しています。

メニューは「かつ丼」「味噌汁」「サバのミルク煮」「ほうれん草のおひたし」「もやしの和え物」と豊富で、参加者は3つの班に分かれ、野菜の切り方や火加減などを教わりながら作っていました。調理室は「ここ切った方がいいよ」や「ニンジンに火が通りました」などの声で賑わい、次第にいい香りが漂ってきました。

約1時間半後に完成し、みんなで「おいしい!」と言いながら食べていました。参加した大熊匠さんは「指を切らなくてよかった。今度、妻に披露したいです」と話してくれました。



④料理を作る参加者

⑥完成した料理



ブックスタート事業開始

## 抑揚つけて楽しく読み聞かせ

今年からブックスタート事業が始まりました。ブックスタートとは乳児後期の子どもに絵本をプレゼントし、絵本の読み聞かせを通じて親子の触れ合いを深めるのが目的です。

プレゼントされた絵本は「じゃあじゃあびりびり」というタイトルで、簡単な単語やカラフルな色を使い、濡れても大丈夫ようなつくりになっています。今回は乳幼児健診の待ち時間を利用し、読み聞かせボランティアが、子どもに緩急をつけて読み聞かせてあげていました。

参加した相内千波さんは「家で絵本を読む機会が増えていきそうです」と話してくれました。



ボランティアの読み聞かせ

後志管内スポーツセミナー

## 元プロが野球を具体的に指導

プロ野球西武ライオンズ元投手の三井浩二さんを招いた後志管内スポーツセミナー（後志管内体育協会連絡協議会と後志管内スポーツ推進委員協議会主催）がB&G海洋センターで開かれ、管内の少年野球指導者など約40人が参加しました。

三井さんは講演で「一流と二流の差は技術より、どうしたら結果を残せるのかを真剣に考えること」と自身の野球人生を交えて語りました。その後、投球や守備、バッティングを実技指導しました。

古平中学校野球部顧問の石塚亮太さんは「元プロの話を聞いて良い刺激となった。今後の練習に生かしたい」と話してくれました。



三井さんの実技指導

余市法人会古平地区会と青年部会が寄付

## 小学校児童へ防犯ブザーなどを贈呈

古平小学校で公益社団法人余市地方法人会古平地区会（福津隆範会長）と同法人会青年部会（田岸義章部会長）が同校児童へ防犯ブザーなどを贈りました。納税意識の向上と健全な企業経営を目指している古平地区会が、社会貢献活動の一環として、平成8年から毎年行っています。

福津会長は「勉強やスポーツに励み、将来は古平町に貢献してください」と挨拶。1年生へは防犯ブザー、6年生へは辞典とクリアファイルが贈られました。

古平小学校の中田校長は「大変ありがたい。古平の未来につながるような人材育成に努めたい」とお礼の言葉を述べていました。



余市地方法人会青年部会長から小学校校長への贈呈の様子

幼児センター人形劇

## 園児が力を合わせてかぶをぬく

幼児センターで、劇団員を招き操り人形や影絵などを見学する人形劇が行われました。園児たちの感受性を高めたり楽しんでもらうために毎年行われています。

園児たちの「めがねおじさ〜ん」の呼びかけで登場した劇団員は、牛乳パックやペットボトルで作った「糸あやつり人形」を披露しました。劇中では、園児が劇団員のセリフに対し「椅子だよ〜」などと答えてしまう微笑ましい場面がありました。また、「大きなかぶ」では実際に園児が参加。おじいさんおばあさんなどの役を分担し、力を合わせてかぶを引き抜いていました。

大きなかぶでおじいさん役を演じた5歳児の照山<sup>たいが</sup>大雅くんは「実際に人形を動かすことができ楽しかった」と話してくれました。



㊤劇を楽しむ園児 ㊦劇に参加する園児

ふるびらキックゴルフ大会

## 多様な9ホールでボールをキック

B&G財団会長杯争奪ふるびらキックゴルフ大会が古平小学校前の多目的運動広場で開かれました。

キックゴルフは、サッカーボールなどを蹴り、雪の中に埋められた「たらい」に入れるゲームで、入れるまでに蹴った回数の少なさを競います。冬期間の運動不足解消や健康の維持管理などを目的に開催されており、今年で8回目です。

競技では大人・子どもを含む計39人が5つのグループに分かれ、9ホールをまわりました。足元が安定しない雪の上での運動は、見た目以上に体力を消耗するようで、競技終了時には多くの人が汗を流していました。

小学生で一番のスコア「38」を出した小学5年生の岩戸<sup>いわが</sup>彪翔くんは「すごく楽しかった。1位をとれてとても嬉しいです」と話してくれました。



キックゴルフを楽しむ町民







北海道労働局総務部総務課  
〒060-08566

札幌市北区北8条西2丁目1番1  
札幌第一合同庁舎9階

◇お問合せ先  
北海道労働局

☎011-709-2311  
(内線3511)

**各種自衛官を募集します**

自衛官幹部候補生(一般・歯科・  
薬剤)、医科・歯科幹部、自衛官候補  
生(男子)を募集します。自衛官の仕  
事内容や採用試験に関する説明会、  
その他各種イベントも行っています。

◇お問合せ先

自衛隊札幌地方協力本部

小樽地域事務所

小樽市稲穂2-22-4 樽石ビル2F

☎0134-2215521

**全国健康保険協会(協会けんぽ)  
北海道支部からのお知らせ**

●保険料率改定のお知らせ

平成30年3月分(5月1日納付期  
限分)より健康保険料率は10・25%  
(プラス0・03%)、介護保険料率は  
1・57%(マイナス0・08%)とな  
ります。健康保険料率の引上げに、  
ご理解いただきますようお願いしま  
す。

●協会けんぽの健診のご案内

協会けんぽ北海道支部では年度内に  
1回、加入者の皆様の健診費用の一  
部を補助しています。35〜74歳の被  
保険者(ご本人)様へは、がん検診を  
含めた充実した健診項目の「生活習  
慣病予防検診」を、40〜74歳の被扶養  
者(ご家族)様へはメタボリックシン  
ドロームに着目した「特定健康診査」  
と2つの健診をご用意しております。  
生活習慣病の予防と早期発見・早期  
治療のためにも年に1度は健診を受  
けましょう!

◇お問合せ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)  
北海道支部  
☎011-726-0352

**無料法律相談のご案内**

毎月第3水曜日に無料法律相談所  
を開設しています。金銭、不動産、  
家事等の法律問題を札幌弁護士会所  
属の弁護士が相談に応じます。お気  
軽にご利用ください。

○日時 4月18日(水) 午後1時〜

○場所 余市町中央公民館2F

相談時間は1人30分までで、事前  
予約が必要です。

◇お問合せ先

役場民生課福祉係 ☎42-2181

**いきいき・ほのぼの文壇**

**古平町岬短歌会**

テトラみな雪の帽子が光りをり早くも二月鯉きたれや  
願ひ込めしだれ柳を祝花に風雪に耐へ折れずに生きむ  
日の暮れに眺むる海の鷗らは波すれすれに群れて飛び交ふ  
六〇〇年つづきし宮中短歌会早めにテレビの前に正座す  
家族とは空気のやうな存在と姿なくともいつも周りに  
空晴れて風のやさしき年の明けこの一年の穏やか願ふ  
寒すぎて三寒四温繰り返し雪解け進み春まぢかかな

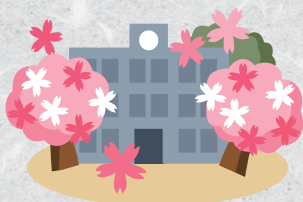
泉 清三  
金子 寿子  
坂本 信子  
鈴木 時子  
田中 香苗  
寺田 カツ子  
小山内 いあ子

**古平俳句会**

立春の日差し揺れてる船溜まり  
海猫騒ぐ河口ひた寄す雪解水  
肌を指す風の音にも春近し  
島の春岬の荒磯きびしかり

豆撒きのじゅんぴ整へ火を灯す  
波音の春を引き連れやわらかし

渡辺 嘉之  
仲谷 比呂古  
高橋 重子  
室谷 弘子



# オープンのお知らせ!!!

# 家族旅行村



旅行村開設期間: 5月3日オープン

～10月中旬予定

予約受付: 4月1日～(平日AM9:00からPM6:00まで)

**ケビン 1棟にふるびら温泉券と  
パークゴルフ券各 2枚進呈**

ほか季節によりケビン料金を1～2割引のサービスもあります!

◆受付・お問い合わせ先：古平家族旅行村 ☎0135-42-4200

※ただし、4/1～オープン前日(土・日は休み)までのご予約先は、指定管理者 太平ビルサービス(株) 小樽営業所 ☎0134-27-6202 となりますのでよろしくをお願いします。

**注目!**

**古平家族旅行村パート・タイマーを募集します。**

希望者は、家族旅行村指定管理者☎0134-27-6202まで。(随時受け付けます)

- ◆作業内容 ケビン・公衆トイレ等施設内の整理・清掃
- ◆賃 金 時給810円
- ◆雇用期間 期間：5月ゴールデンウィーク、7月中旬～8月中旬の夏休み期間  
5月～10月上旬の土曜日  
時間：午前9時～午後2時頃の間(ケビンの申込み状況によって作業時間数が変わります)



## 平成30年度 日本海ふるびら温泉「しおかぜ」 温泉優待券を配布します

古平町に住所を有する満75歳以上の方を対象に、古平町温泉保養センターの優待券(入館無料回数券)を配布いたします。

- ① 対象者 昭和19年4月1日以前に生まれた方
- ② 配布申請 22枚綴1冊を、申請された使用者本人にお渡しします。  
代理人への配布はできませんので、温泉利用の時に本人が申請してください。
- ③ 使 用 配布を受けた入館無料回数券は、本人以外の方は使用できません。
- ④ 使用期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間有効。
- ⑤ 問い合せ 日本海ふるびら温泉「しおかぜ」☎42-2290
- ⑥ 受 付 平成30年4月1日午前10時から温泉で随時受付します。
- ⑦ その他 申請書に印鑑が必要ですので、ご持参ください。  
入館無料回数券は、お申し込み次第お渡しします。

※優待券は、75歳となった本人に配布されるもので本人以外には利用できません。

夫婦間で譲り受けることも禁止です。本人以外の利用を発見した場合は、今後配布できない場合もありますのでご注意ください。ルールを守って気持ち良くご利用ください!



# 本の海より ～ 新刊図書案内 ～

文化会館図書室に新しい本が入りました。今年1月に発表された芥川賞受賞作『百年泥』や直木賞受賞作『銀河鉄道の父』など話題の本を取り揃えております。こちらでご紹介した本以外にも、多数、新しい本が入っています。ぜひ、お越しく下さい。

## ～文学～

ミステリークロック	貴志祐介
おもかげ	浅田次郎
星の子	今村夏子
彼方の友へ	伊吹有喜
騙し絵の牙	塩田武士
おらおらでひとりいぐも	若竹千佐子
銀河鉄道の父	門井慶喜
百年泥	石井遊佳
ふたご	藤崎彩織
たゆたえども沈まず	原田マハ
虚談	京極夏彦
オリジン 上下	ダン・ブラウン

## その他～

バツタを倒しにアフリカへ	前野ウルド浩太郎
幸せになりたければねこと暮らさない	
15歳のコーヒー屋さん	樺木 宏
大家さんと僕	岩野 響
大人に刺さる幼稚園・保育園児の名言	矢部太郎
無敵の語彙大全	
現代文の勉強法をはじめからていねいに	

## ～児童書～

サッカク探偵団 1～3	藤江 じゅん
学校ななふしぎ	やまもとたかし 他
二ノ丸くんが調査中	石川宏千花 他

## ～社会～

情報隠蔽国家	青木 理
母の家がごみ屋敷 高齢者セルフネグレクト問題	工藤 哲
お金2.0 新しい経済のルールと生き方	佐藤航陽
北朝鮮 核の資金源「国連捜査」秘録	古川勝久
子どもの発達障害と支援のしかたがわかる本	
	西永 堅

## ～絵本～

アームストロング 宙飛ぶネズミの大冒険	
ぜったいにおしちゃダメ?	トーベン・クールマン
ぱんだいすき	ビル・コッター
まるまるまるのほん	征矢清・ふしまあきえ
ほく、アンパンマン!	エルヴェ・テュレ
ぺんぎんたいそう	やなせたかし
おふるだいすき	齋藤 模
	松岡享子・林明子

## ～生活～

いのち愛しむ、人生キッチン	桧山タミ
やせる、不調が消える冷えとり	石原新菜
調理科学のなぜ?楽しい食品成分のふしぎ	
	松本仲子
四季折々に咲かせるつまみ細工の花 50 デザイン	
プラバンでつくる大人かわいいアクセサリー	
すぐに使える手話パーフェクト辞典	
しない美容 オトナ女子のための美容化学	
北海道の病院 2018 ～	

文化会館図書室

★開室日時  
月～金曜日  
(祝・祭日を除く)  
午前10時～  
午後5時

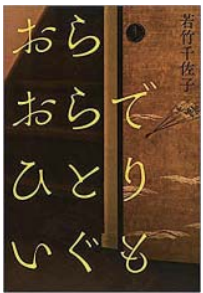
司書：水曜日午前  
木曜日午後  
金曜日午後

★貸出冊数  
1人5冊まで

★貸出期間  
2週間


◇お問合せ先  
町教育委員会  
☎4212590

『おらおらでひとりいぐも』  
若竹千佐子 著 <河出書房新社>



74歳の主人公・桃子さん。1964年、東京五輪の年に上京し、結婚、出産、愛する夫との別れを経験する。今はひとりで暮らしているが、この頃から桃子さんは自分の内側から性別も年齢も不詳の大勢の声を聴くようになる。東北弁のリズムが心地いい、老いの境地を描いた感動作です。

『大家さんと僕』  
矢部 太郎 著 <新潮社>



お笑い芸人の「僕」と、「僕」が住む部屋の「大家さん」との不思議な関係性を描いた実話漫画。いつも丁寧な口調でとてもお上品な「大家さん」。一方で、掴みどころがなく可愛らしい一面に誰もがほっこりするでしょう。

# 幼児センター 1日入園



4月から入園予定の子どもたちが幼児センターの雰囲気や集団生活に慣れ親しむために2月21日、1日入園が行われました。平成29年度中に4歳になった子どもが対象で、今回は6人が参加。保護者が働いているため、すでに通園している同じ学年の9人の子どもたちと交流しました。子どもたちは折り紙とのりを使って、お花や蝶を真剣な表情で作っていました。参加した安田乙葉ちゃんは「のりがはみ出したけどうまくできた」と話してくれました。

## ふるびら 元気っ子

町内に住む満1歳になる子どもを紹介します。今月号は3月に誕生日を迎えた子どもです。



きしもと はると  
**岸本 悠永**ちゃん  
3月25日生  
保護者 賢二さん  
(沢江)さくらさん  
(さくらさんより)  
明るく元気に育て欲しい

### 町の人口と世帯数

	人口	世帯数	前月比
人口	3,122人	1,759世帯	(-11)
男	1,479人		(-6)
女	1,643人		(-5)
外国人	43人		(0)
男	2人		(0)
女	41人		(0)

(平成30年2月末日現在住民基本台帳人口)

氏名	年齢	死去月日	町内
柳沼 儀雄 さん	94歳	2・12	本町
菊地 ヨシエ さん	93歳	2・12	浜三
佐藤 勇 さん	78歳	2・13	丸山町
長谷部 ユキエ さん	86歳	2・14	浜三
鈴木 喜三郎 さん	82歳	2・19	銀座
白杵 俊雄 さん	88歳	2・20	浜一
成田 キネ さん	92歳	2・21	本陣
宮森 高幸 さん	56歳	2・23	本陣
伊藤 登喜子 さん	81歳	2・23	本陣
辻 光彦 さん	89歳	3・4	座陣

### 「冥福をお祈りいたします」

◎現金

100,000円

菊地 勉(浜町)

ご寄付いただき誠にありがとうございました(敬称略)